

三州瓦屋根工事奨励補助金を申請される皆様へ

平成22年1月1日現在

※申請される前に「三州瓦屋根工事奨励補助金申請予定の皆様へ」を必ずご一読ください。

高浜市三州瓦屋根工事奨励補助金工事指定申請から請求までの手続き

※各手続きの際に提出して頂いた書類に関し、書類不足（当方が依頼した書類を含む）や不備又は各申請の対象とならない場合等があった時は、提出して頂いた書類を全てお返しします、提出して頂いた書類の一部をお預かりすることはいたしませんので、予めご了承ください。

1 工事指定申請

・瓦屋根工事施工現場に三州瓦が納品された時に、以下の提出書類を整え、高浜市役所地域産業グループへ速やかに提出します。

ご注意：屋根瓦の葺き替えに係る工事では申請する場合は、工事施工前の屋根の状況写真が必要です。

〔提出書類〕

(1) 三州瓦屋根工事指定申請書（様式第1）

(2) 屋根瓦工事施工現場の付近見取り図

(3) 屋根瓦工事施工現場の配置図、平面図及び立面図

(4) 屋根瓦工事施工現場に納品された三州瓦の写真

※屋根瓦工事施工現場で納品された状態の写真、瓦の形状（和型か否か分かる）写真、瓦製造業者が判断できる写真（瓦の裏面の刻印等）を各1枚以上添付すること

※それぞれ写真撮影された日付を記載すること

(5) 屋根瓦工事施工前の状況が分かる写真

※屋根瓦の葺き替え工事の場合のみ、上記（4）の写真の他に、葺き替え工事部分の施工前の屋根の状況を1枚以上添付すること

※写真撮影した日付を記載すること

(6) 屋根瓦工事施工業者によるガイドライン工法宣誓書

(7) 住宅用太陽光発電システム見積書の写し及び内訳書（設置する太陽電池の最大出力（公称最大出力）が分かるもの）の写し

※未使用の住宅用太陽光発電システムを屋根瓦施工時期と同時に設置する場合のみ

(8) その他、この申請において必要とする書類

↓

2 工事指定通知

・高浜市役所地域産業グループに提出された書類を審査した後に、この申請が認められた場合に「三州瓦屋根工事指定通知書」を送付いたします。（送付先の指定がある時は、指定先へ送付いたします。）

※5の補助金交付申請（補助金を受けるための申請）に必要な書類となります。再発行はいたしませんので、無くさないよう大切に保管してください。

↓

3 計画変更等の承認申請

・1の工事指定申請で提出した時の書類の内容に変更（施工面積等）が生じた時やその内容に対する停止（工事の中断等）又は廃止（取下げ）することとなった時に、以下の提出書類を整え、

※それぞれ写真撮影された日付を記載すること

- (4) 三州瓦屋根工事指定通知書の写し（三州瓦屋根工事計画変更等承認通知書を受けている申請者の方は、この通知書の写しも添付すること）
- (5) 三州瓦屋根工事施工明細書
- (6) その他、この申請において必要とする書類

↓

6 補助金交付通知

- ・高浜市役所地域産業グループに提出された書類を審査した後に、この申請が認められた場合に「三州瓦屋根工事奨励補助金交付決定通知書」を送付いたします。（送付先の指定がある時は、指定先へ送付いたします。）

↓

7 補助金交付請求

ご注意：請求書を提出されないと、補助金を支払うことができません。

- ・三州瓦屋根工事奨励補助金交付決定通知書の受領後、以下の提出書類を整え、高浜市役所地域産業グループへ速やかに提出します。

〔提出書類〕

- (1) 三州瓦屋根工事奨励補助金交付請求書
- (2) 三州瓦屋根工事奨励補助金交付決定通知書の写し

※請求者の氏名及び口座への振込先名義人は、三州瓦屋根工事奨励補助金交付決定通知書に記載された氏名の方となります。

※請求金額は、三州瓦屋根工事奨励補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額です。

※全項目への記入漏れ（フリガナ等）や記入誤り（金額訂正はできません。お手数ですが新たに請求書を作成してください。）、印もれが無いように提出前に再度書類のご確認をお願いします。

三州瓦屋根工事奨励補助金制度の取扱（Q&A）について

平成22年1月1日現在

【1】 Q・・・ 住宅とは ？

A・・・ 高浜市内に申請者が自ら居住するための家を新築する場合（店舗と居住が併用となっている場合は居住部分が対象）や高浜市内に申請者が自ら居住するための建売新築物件を購入する場合（建築主が事前に三州瓦屋根工事指定通知を受けていることが条件となります）等。

【2】 Q・・・ 屋根瓦の補修・改修工事は、補助対象となるか ？

A・・・ 高浜市内に居住している方が自ら居住している住宅の屋根を全て三州瓦に葺き替える場合が対象です。従って、屋根瓦の部分葺き替え（補修・改修）のみの場合では補助対象となりません。ただし、高浜市内に居住している方が自ら居住している部分を増築又は改築する際に屋根瓦を葺き替える場合はその部分の屋根面積が対象となります。

【3】 Q・・・ 三州瓦とは ？

A・・・ 高浜市内に本店又は本店に準ずると認められる事業所を有する者の事業所において生産された瓦。（対象となる瓦か否か分からない場合は、瓦を選ばれた後に製造業者名を問合せ先で確認してください。）

【4】 Q・・・ ガイドライン工法とは ？

A・・・ 平成13年に独立行政法人建築研究所が監修した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」です。（ガイドライン工法については、社団法人全日本瓦工事業連盟のホームページ（平成21年12月21日現在）でご覧になれます。）

社団法人全日本瓦工事業連盟のホームページ <http://www.yane.or.jp/index.html>

瓦屋根標準設計・施工ガイドラインのページ <http://www.yane.or.jp/info/pdf/guideline.pdf>

【5】 Q・・・ 住宅用太陽光発電システムを設置すると補助金がもらえるの ？

A・・・ 高浜市内に居住している方が自ら居住している住宅の既存の屋根に設置するだけではこの補助金の対象となりません。高浜市内に申請者が自ら居住するための家を新築する場合、又は高浜市内に居住している方が自ら居住している住宅の屋根瓦を全面葺き替えする場合と同時に住宅用太陽光発電システムを設置した場合だけです。

【6】 Q・・・ 指定申請書の提出はいつまでか ？

A・・・ 瓦屋根工事施工現場に三州瓦が納品された時に、速やかに提出書類を整えて、高浜市役所地域産業グループへ提出してください。

【表面（前頁）より】

【7】 Q・・・ 計画変更等承認申請書は、どのような場合に提出するか ？

A・・・ 工事の指定を受けた申請者の方が、【6】の指定申請で提出した時の書類の内容に変更（施工面積等）が生じた時やその内容に対する停止（工事の中断等）又は廃止（取下げ）することとなった時に、高浜市役所地域産業グループへ速やかに提出してください。

【8】 Q・・・ 屋根工事とは、屋根の小屋組もはいるか ？

A・・・ 防水シートから上の部分を屋根工事とする。従って、野地板、小屋組、谷樋については建築工事であるため、補助対象となりません。

【9】 Q・・・ 増・改築の場合、瓦の撤去費用が生じるが、補助対象となるか ？

A・・・ 撤去費用は、補助対象となりません。

【10】 Q・・・ 補助金額の算定方法は ？

A・・・ 瓦の種類が和型で屋根工事費が999,000円の新築住宅に住宅用太陽光発電システム（3.5Kw）を屋根工事と同時に設置した場合の例

ア 瓦に対する補助額 $999,000円 \times 25\% = 249,750円$

イ 太陽光に対する額 $3.5キロワット \times 50,000円 / Kw = 175,000円$

ア+イ=424,750円となりますが、補助金額の算定は千円未満を切捨てるので424,000円となります。

【11】 Q・・・ 三州瓦を使用した門・塀等の補助は、住宅の新築に付随するものであれば、瓦使用部分の工事は対象となるが、増・改築に付随する門・塀等の工事についても補助対象となるか ？

A・・・ 補助対象となります。門・塀等の単独工事は、補助対象になりません。

【問合せ先 市役所 地域産業グループ TEL0566-52-1111 内線272】